

閣 副 第 767 号
令 和 4 年 7 月 8 日
最終改正 閣 副 第 164 号
令 和 6 年 3 月 12 日
内閣官房行政改革推進本部事務局長

E BPM補佐官派遣制度について

1 趣旨

行政改革推進会議アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ提言（令和4年5月31日。以下「提言」という。）で指摘された行政の「無謬性神話」からの脱却に向け、機動的で柔軟な、いわゆるアジャイルな行政に転換していくためには、提言の内容を着実に実践していくことが重要である。

しかしながら、各府省庁にはE BPM推進に当たり様々な課題（データ分析能力を含む専門性を有する職員の不足、人的リソースの質・量両面での不足など）が存在しているなど、各府省庁が提言の内容を直ちに実践するのは難しい面もあるのが実情である。

このことを踏まえ、各府省庁の政策担当部局による個別の政策形成・評価に対する支援を充実・強化するため、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）の参考人活用の仕組みを発展的に解消し、E BPMの実践に有用な専門的知見・経験を有する専門家等を「E BPM補佐官」として希望する府省庁に派遣し、各種相談対応や助言等を行う「E BPM補佐官派遣制度」を創設する。

2 職務

E BPM補佐官は、事務局からの要請を受け、府省庁の政策担当部局、E BPM推進部局等（以下「相談者」という。）からの相談依頼に応じて、E BPMの実践に有用な専門的知見・経験に基づき、各種相談対応や建設的かつ実践的な改善・提案型の助言等を行い、機動的で柔軟な政策形成・評価の実践を支援する。

3 委嘱等

- E BPM補佐官は、内閣官房行政改革推進本部事務局長（以下「事務局長」という。）が委嘱する。
- 委嘱期間は、2年を超えない範囲とするが、再委嘱を妨げない。
- 事務局は、委嘱したE BPM補佐官のリストをホームページにおいて公表する。
- 事務局は、相談依頼に係る政策について利害関係を有するE BPM補佐官がいる場合、当該政策を当該補佐官の担務としないこととする。

4 解嘱

事務局長は、E BPM補佐官が次のいずれかに該当する場合は、委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があると認めた場合

- (2) 5に規定する規律に違反した場合
- (3) E B P M補佐官にふさわしくない非行があった場合

5 規律

- E B P M補佐官は、法令を遵守し、提言を踏まえて、その職務を遂行するものとする。
- E B P M補佐官は、その職務を通じて知り得た秘密を、事務局及び相談者の許可なく、第三者に開示又は漏えいしてはならない。委嘱が終了した後も、同様とする。
- E B P M補佐官は、その地位を政治的目的又は自己の利益のために利用してはならない。
- E B P M補佐官は、業務上の相手全てに対し、公平、誠実に行動するものとする。
- E B P M補佐官は、その職務において、アウトカム志向及びインパクト志向で、事務局、相談者等と政策課題の解決のために協働するものとする。

6 費用

- 事務局は、E B P M補佐官に、予算の範囲内で謝金及び旅費を支給することができる。